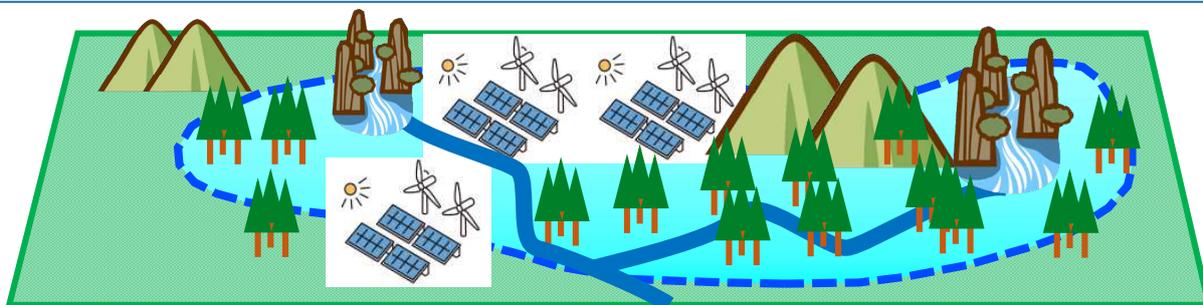


## 条例第16条第1項

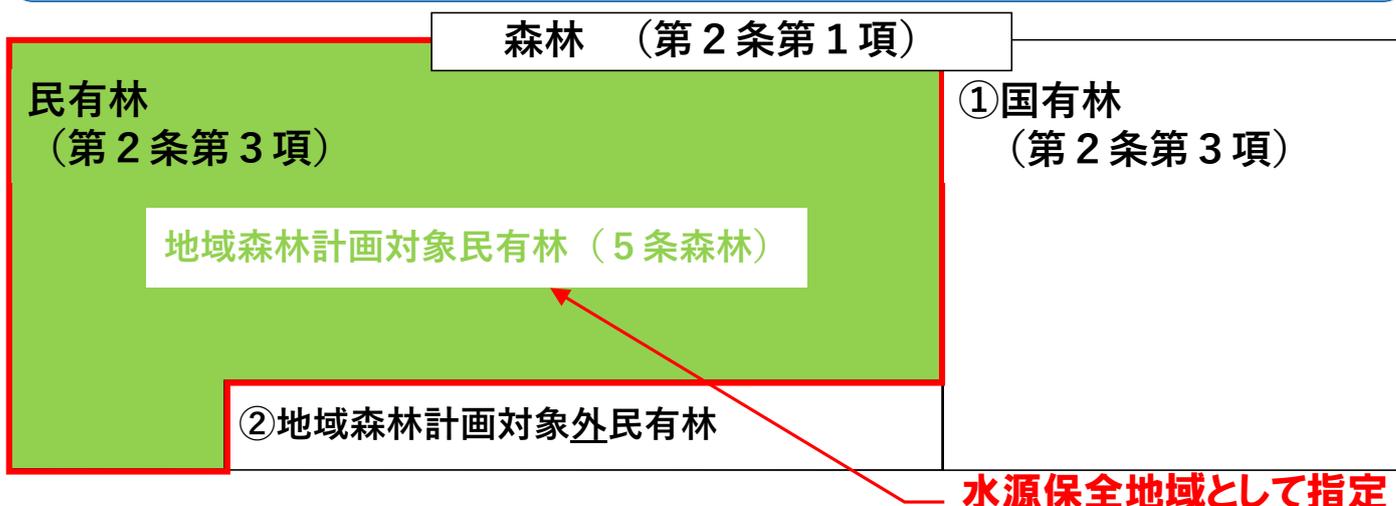
「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、**水源保全地域**として指定

## 背景

水源の保全のため、水源涵養機能を有する地域で乱開発を防止するなど適正な土地利用を確保する必要がある



## ○水源保全地域の指定の案



## ○水源保全地域に指定しない森林の区域

### ① 国有林

国が所有する森林。管理及び処分が適正に行われている。

### ② 地域森林計画対象外民有林

森林として利用することが相当でない民有林。(森林法第5条第1項)

## 1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

★現況が明らかに水源涵養機能を有していない箇所は対象から除くべき

理論上の整理

地域森林計画対象の民有林には水源涵養機能がある。開発時に地域森林計画の対象区域から除外されなかった結果、現況が宅地や道路等になっており森林でない区域が地域森林計画の区域になっている例が見られるが、そのような区域は、本来、地域森林計画の対象区域から除外すべきものである。

実務上の対応

地域森林計画の対象となっている区域であっても、水源涵養機能を有していない区域はあるが、指定の段階でそのような区域を調査して除外することは、実務上対応困難である。現況が宅地や道路等になっており森林でない区域については、条例の運用上、届出を求めないこととする。

## 1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

★水源涵養機能を有している現況森林は地域森林計画外であっても対象とすべき

理論上の整理

地域森林計画対象外の民有林は、「森林として利用することが相当でないと認められる民有林」（森林法第5条第1項）である。したがって、地域森林計画対象外のほとんどの民有林は、森林としての水源涵養機能が期待されていない。

実務上の対応

地域森林計画の対象となっていない森林であっても、水源涵養機能を有する森林がある可能性はある（例：耕作放棄地が森林化した森林）が、そのような森林の区域を水源保全地域に指定するためには、地域森林計画対象外の個別の民有林についてどの森林が水源涵養機能を有するかを調査することが必要になるので、実務上対応困難である。

（蔵治部会長）

- ・地域森林計画の変更のタイミングは何年おきか。
- ・地域森林計画の変更の際に、計画と現況の不一致について精査しているのか。

1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

○地域森林計画の変更

(1) 開発済みの森林の除外=年1回

- ・ 林地開発許可(森林法第10条の2)
  - ・ 伐採及び伐採後の造林に関する届出(森林法第10条の8)
- ⇒上記許可、届出により開発が行われた区域を除外

《変更の流れ》

●各市町が異動表を作成

- ・ 林地開発が行われた土地
- ・ 伐採及び伐採後の造林に関する届出(森林以外の用に供される土地)



●市町から県に異動表を提出



●県が異動表に基づき、森林簿、森林計画図を変更

1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

○地域森林計画の変更

(2) 地域森林計画対象森林の精査

① 5条森林の精度向上

森林法の適正な運用を図るため、GISのラスタ解析(NDVI解析)等を利用し、転用箇所を把握

《解析方法》

▶ NDVI解析

- ・ 安価な衛星画像とNDVI解析の活用
- …衛星画像の持つ波長情報から、森林か森林でないかを判定



▶ NDVI解析で伐採地を抽出



▶ 未把握箇所は、5条森林全体のうちごくわずか

## 1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

## ○地域森林計画の変更

## (2) 地域森林計画対象森林の精査

## ② 荒廃農地の非農地化、5条森林への編入

非農地化された荒廃農地について、森林として利用可能かどうかを十分調査し、5条森林への編入を検討

## 《編入までの手続》

- ・ 荒廃農地のうち、再生不可（B分類）の農地について地目変更
- ↓
- ・ 森林調査の作業手順書の「新たに5条森林に編入する場合の手続き」
- ↓
- ・ **森林として利用可能な箇所かどうかを十分調査**
- ↓
- ・ 5条森林への編入を検討

## 1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

★現況が明らかに水源涵養機能を有していない箇所は対象から除くべき

理論上の

地域森林計画対象の民有林には水源涵養機能がある。開発時に地域森林計画の対象区域から除外されなかった結果、現況が宅地や道路等になっており森林でない区域が地域森林計画の区域になっている例が見られるが、そのような区域は、本来、地域森林計画の対象区域から除外すべきものである。

実務上の

地域森林計画の対象となっている区域であっても、水源涵養機能を有していない区域はあるが、指定の段階でそのような区域を調査して除外することは、実務上対応困難である。現況が宅地や道路等になっており森林でない区域については、条例の運用上、届出を求めないこととする。

変更なし

## 1 地域森林計画と土地利用の現況の不一致について

★水源涵養機能を有している現況森林は地域森林計画外であっても対象とすべき

の理  
整論  
理上

地域森林計画対象外の民有林は、「森林として利用することが相当でない」と認められる民有林（森林法第5条第1項）である。したがって、地域森林計画対象外のほとんどの民有林は、森林としての水源涵養機能が期待されていない。

実務  
上の  
対応

地域森林計画の対象となっていない森林であっても、水源涵養機能を有する森林がある可能性はある（例：荒廃農地が林地化した森林）が、そのような森林の区域を水源保全地域に指定するためには、地域森林計画対象外の個別の民有林についてどの森林が水源涵養機能を有するかを調査することが必要になるので、実務上対応困難である。

変更なし（字句修正）

【補足】

荒廃農地の非農地化が進められており、非農地化した荒廃農地の5条森林への編入が検討されている。今後、5条森林に編入された森林の存する地域は水源保全地域に指定していく。

## 2 山間部の水田を区域に含めることについて

★水田も雨水の涵養に資するため、山地の水田地域も区域に含めていただきたい。

の理  
整論  
理上

水田地域は、農繁期には貯留や地下水の涵養に寄与するなど、森林地域と同様に水源涵養機能を有するが、冬期はほとんど水を張っておらず水源涵養機能が低くなるなど、通年で森林ほどの水源涵養機能は期待できない。

実務  
上の  
対応

都市的利用への転用抑制については、土地取引や開発行為においては面積に関わらず、農地法、開発行為は農振法の許可が必要である。農業振興地域の変更、除外等は各市町の農業委員会が把握しているが、除外等の情報を県が逐一把握し区域を変更することは、法令の運用上非常に困難である。

(絹村委員)

- ・水田の水源涵養機能のうち、洪水調整機能や雨水の浸透機能は、冬期にも存在する。
- ・農地の取引や開発行為については、農地法・農振法で許可制となっているので、水田は水源涵養機能が低いという説明より、農地は農地法等でしっかり管理されているという説明の方がよい。

(蔵治部会長)

- ・森林と水田の水源涵養機能について、優劣をつけることは馴染まない。

2 山間部の水田を区域に含めることについて

表3 森林と水田の水源涵養機能

	森林	水田
洪水緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸散</li> <li>樹冠からの蒸発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田への貯留</li> <li>水面からの蒸発</li> </ul>
水資源の貯留	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹冠からの滴下</li> <li>地下への浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田への貯留</li> <li>地下への浸透</li> </ul>
水質の浄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸透時の浄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸透時の浄化</li> </ul>
模式図等	 <p>図 3-1 森林内における水の動き 出典：「水源の森林づくりガイドブック」(H31.3 林野庁)</p>	 <p>出典：「多面的機能イメージ図」(農水省ホームページ)</p>

▶ 森林、水田とも水源涵養機能を有している。

2 山間部の水田を区域に含めることについて

○土地取引の届出

	既存の法令	水循環保全条例
国土利用計画法第23条 (売買・交換・譲渡等)	都市計画区域外 10,000m <sup>2</sup> 以上 <b>事後届出制</b> (契約後 2 週間以内)	水源保全地域 面積要件なし <b>事前届出制</b> (契約日 2 月前)
森林法第10条の7の2 (所有権移転)	地域森林計画対象森林 面積要件なし <b>事後届出制</b> (契約後90日以内)	
農地法第3条 (売買・賃借・所有権移転)	全ての農地 面積要件なし <b>許可制</b>	

▶ 農地においては、農地法の方が規制の態様が強い。

2 山間部の水田を区域に含めることについて

○開発行為の届出

既存の法令		水循環保全条例
都市計画法第29条 (開発行為)	市街化区域 ⇒ 1,000m <sup>2</sup> 以上 市街化調整区域 ⇒ 面積要件なし 都市計画区域外 ⇒ 1.0ha 以上 <b>許可制</b>	水源保全地域 <b>面積要件なし</b> <b>事前届出制</b> (開発行為着手 2 月前)
森林法第10条の2 (開発行為)	地域森林計画対象森林 ⇒ 1ha超 <b>許可制</b>	
森林法第10条の8 (伐採届)	地域森林計画対象森林 ⇒ 1ha以下 <b>届出制</b> (伐採前90日～30日まで)	
農地法第4、5条 (農地転用)	全ての農地 ⇒ 面積要件なし <b>許可制</b>	
農振法第15条の2 (開発行為)	農業振興地域 農用地区域の農地 ⇒ 面積要件なし <b>許可制</b>	

▶ 農地においては、農地法・農振法の方が規制の態様が強い。

2 山間部の水田を区域に含めることについて

★水田も雨水の涵養に資するため、山地の水田地域も区域に含めていただきたい。

**理論上の整理** 水田地域は、農繁期には貯留や地下水の涵養に寄与するなど、森林地域と同様に水源涵養機能を有するが、冬期はほとんど水を張っておらず水源涵養機能が低くなるなど、通年で森林ほどの水源涵養機能は期待できない。

水田地域も、洪水防止や地下水涵養等の水源涵養機能を有している。

**実務上の対応** 都市的利用への転用抑制については、土地取引や開発行為においては面積に関わらず、農地法、開発行為は農振法の許可が必要である。農業振興地域の変更、除外等は各市町の農業委員会が把握しているが、除外等の情報を県が逐一把握し区域を変更することは、法令の運用上非常に困難である。

農地は、農地法第4条～第5条や農業振興地域に関する法律第15条の2により、転用、開発行為において許可が必要である。届出制よりも厳しい規制態様となっているため、水源保全地域の区域には含めない。

3 その他の意見

(山本委員)

- ・農地の遊休化を防いでいるような地域に関して、具体的な支援策や遊休化を防いで水源の保全を促進するような施策が見えるよう説明があると良い。
- ・水源涵養機能については、傾斜農地等の果たす役割も非常に重要であるため、水源保全地域に指定することは重要ではないか。

- ・「山間部の水田を区域に含めることについての考え方」と同様、農地法等は届出制よりも厳しい規制態様となっているため、水源保全区域には含めない。
- ・農地の遊休化防止や農地のもつ多面的機能の保全については、流域水循環計画に位置づけ推進していく。



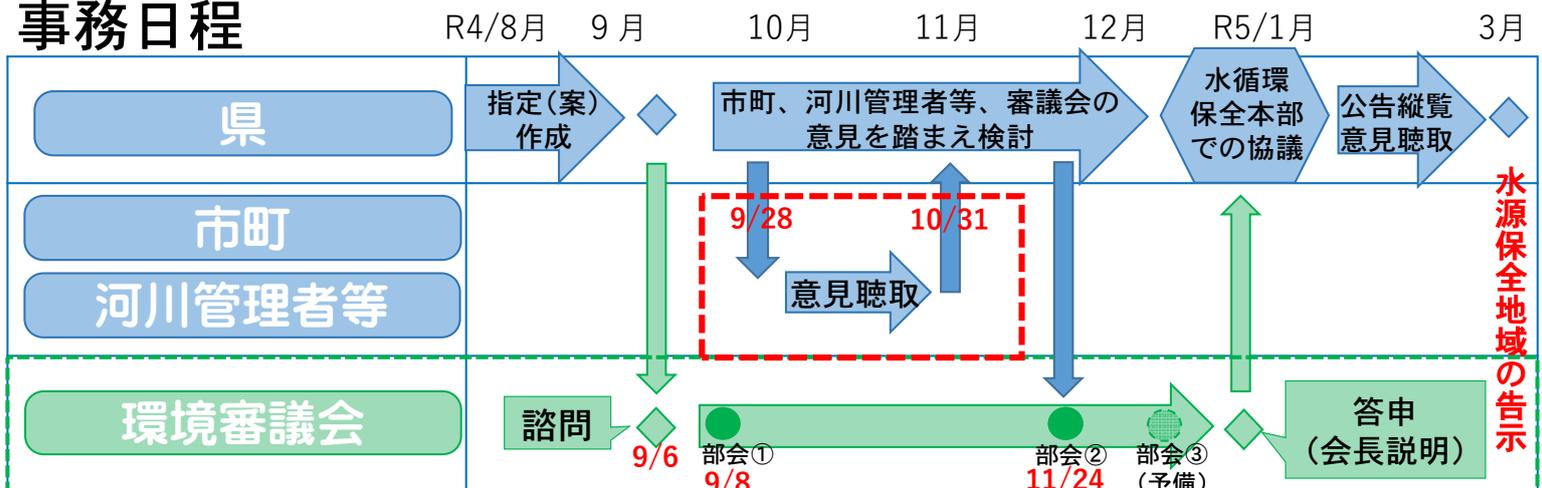
○ 水源涵養に資する機能  
 ○ 健全な水循環の保全に資する機能

3 河川管理者、市町長等への意見聴取

条例第16条第2項

水源保全地域を指定するときは、あらかじめ、関係する国有林野の管理者、河川管理者及び市町の長並びに審議会の意見を聴かなければならない。

事務日程



## 1 意見の集計結果

回答者		意見
一級河川管理者	国交省関東地方整備局長 国交省中部地方整備局長	指定の案に異存なし(意見あり)
(指定区間)	静岡県知事	意見なし
二級河川管理者	静岡県知事	意見なし
(指定区間)	静岡市長、浜松市長	意見なし
市町長	熱海市長、函南町長、掛川市長	意見あり(内容別紙)
	その他市町長	意見なし

### 【関東・中部地方整備局長の意見】

- 河川管理者が行う河川工事、河川の維持及びその他の管理に支障を与えないこと。
- 水源保全のための施設は、河川区域内には原則として設置しないものとし、やむを得ず河川区域内に設置しようとするときは、あらかじめ河川管理者と協議を行い、別途河川法の規定による許可を受けること。

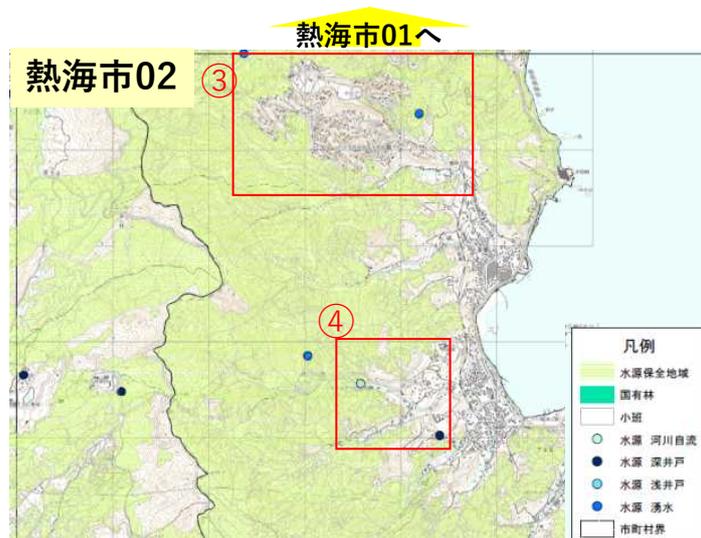
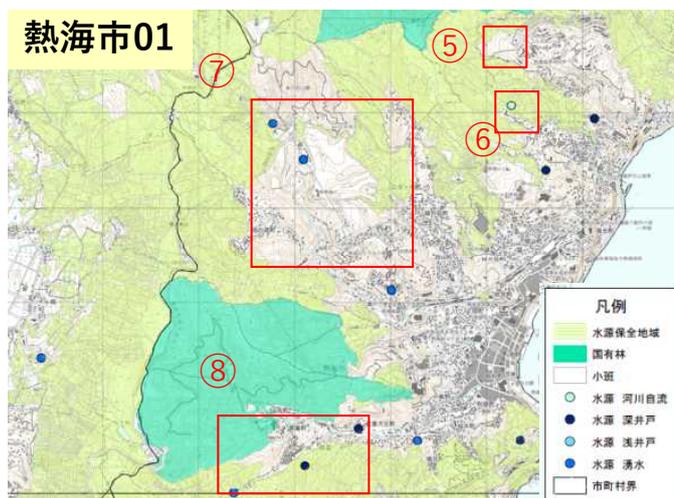
### 【国有林野管理者の意見聴取について】

- 水源保全地域の指定案では、国有林を水源保全地域に指定していないことから、林野庁は「関係する国有林野の管理者」に該当せず、意見聴取はしないこととする。(9月30日 林野庁静岡森林管理署協議済)

## 2 指定に関する市町長からの意見と県の考え方

①別紙区域③～⑧は、水源を保有しているにも関わらず水源保全地域に指定されていないため、水源保全地域として指定を求める。(熱海市)

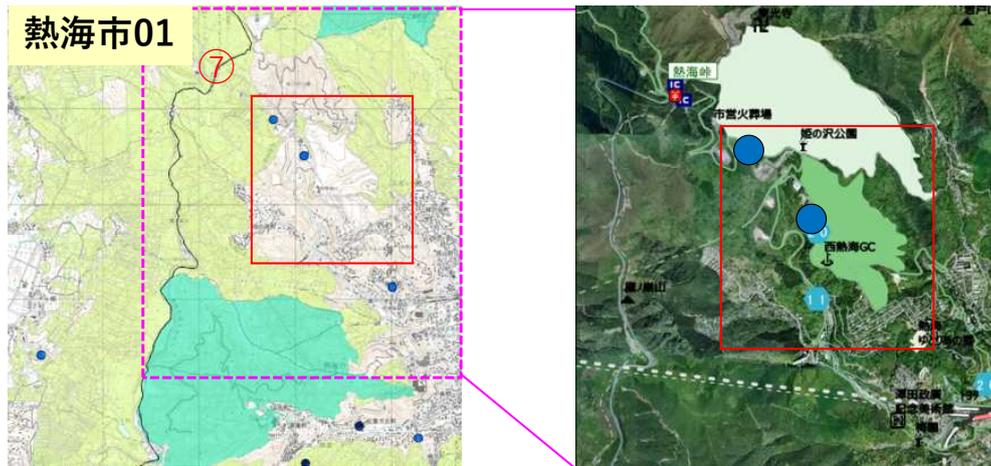
⑦を除き、上流側が水源保全地域として指定される、又は国有林である。



## 2 指定に関する市町長からの意見と県の考え方

①別紙区域③～⑧は、水源を保有しているにも関わらず水源保全地域に指定されていないため、水源保全地域として指定を求める。（熱海市）

⑦の周辺は都市公園(姫の沢公園)又はゴルフ場であり、すでに開発されているため、水源保全地域への指定には適さない。

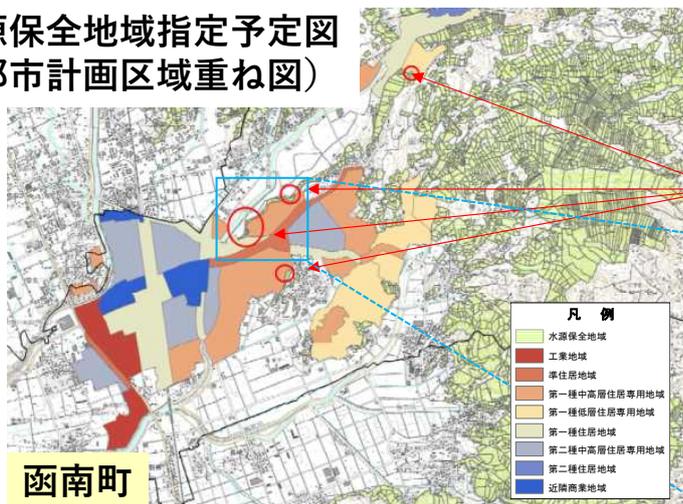


## 2 指定に関する市町長からの意見と県の考え方

②別図に示すように、都市計画区域と重複する箇所については程度の大小を問わず届出が義務化され町民に過度な負担が生じるおそれがあるものと思料する。（函南町）

5条森林の区域の一部が都市計画区域と重複する箇所があるが、都市計画区域外の森林と連続しており、一体で水源涵養機能を有しているため、水源保全地域として指定する。

水源保全地域指定予定図  
(都市計画区域重ね図)



都市計画区域と  
5条森林の重複箇所



函南町

